

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令について

令和 6 年 9 月
特 許 庁

1. 現行制度の概要

特許審査の冒頭の段階で先行技術調査等が必要になるところ、特許庁内の業務を効率化する観点から、当該調査の外注を円滑に進めるため、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成 2 年法律第 30 号。以下「特例法」という。）において、先行技術調査を行う民間機関の登録制度を整備している（同法第 36 条）。

特例法の下では、登録調査機関等としての登録（現在 9 機関を登録）は技術分野ごとの区分に基づいて行われる（同法第 36 条第 2 項）ところ、この区分の内容は、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成 2 年通商産業省令第 41 号。以下「特例法施行規則」という。）において規定されている。なお、先行技術調査等を行う民間機関の登録制は、①既出願・既審査請求の案件について調査等を行う「登録調査機関」（特許庁から調査を依頼）、②既出願・未審査請求の案件について調査等を行う「特定登録調査機関」（出願人から調査を依頼）の 2 種類がある。①「登録調査機関」の区分は、特例法施行規則第 56 条において、別表第二のとおりとする旨規定しており、②「特定登録調査機関」の区分は、同施行規則第 60 条の 4 において、別表第三に掲げるとおりとする旨規定している。

2. 省令改正の背景・概要

現行の区分は、平成 16 年当時（登録調査機関等の制度創設時）の特許庁の審査室体制に基づいて決定されたものについて、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年経済産業省令第 52 号）において見直されたものであるが、当該改正から今日までにおける各技術分野の出願傾向の変遷により、現在では区分ごとの調査件数の規模のばらつきが拡大している。

こうした状況に鑑みて、特例法施行規則に委任された区分をより適切なものに改める必要がある。

3. 具体的な省令改正の内容

（1）登録調査機関の登録区分の改正（特例法施行規則別表第二）

登録調査機関が登録する区分をより現状に即したものとするため、各区分の名称及び技術の分野を改正する。

（2）特定登録調査機関の登録区分の改正（特例法施行規則別表第三）

（1）と同様に、特定登録調査機関の登録区分の名称及び技術の分野を、改正する。

4. 経過措置

区分の改定により、例えば、旧区分3に含まれていた技術分野D、技術分野Eのうち、技術分野Dは新区分1に移動することが発生する。1. に記載のとおり、登録調査機関は区分ごとに登録を受ける必要があるため、上記のような技術分野の移動が発生した場合、例えば、区分3の登録を受けていたが、区分1の登録を受けていなかった登録調査機関は、区分の改定により技術分野Dの調査業務ができなくなるという不都合が生じ得る。このような事態を回避するため、新区分に含まれる技術分野の一部が、登録調査機関が登録又はその更新を受けている旧区分に含まれる場合には、当該登録調査機関は新区分において登録又はその更新を受けているものとみなす。特定登録調査機関についても同様とする。

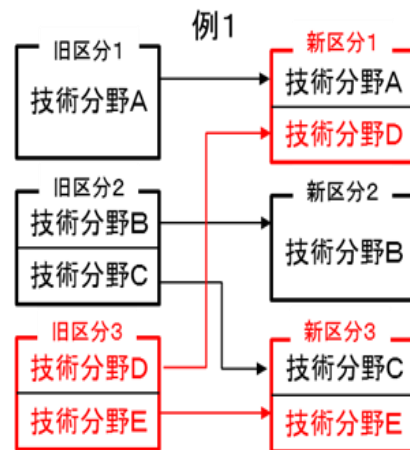


図1 新旧登録区分のイメージ
(赤:登録を受けた区分)

なお、登録調査機関や特定登録調査機関の登録又は更新を受けようとする者がその申請をしてから実際に登録又は更新を受けるまでには時間を要し、申請日は改正後の特例法施行規則（以下「新規則」という。）の施行前であるが、登録日は新規則の施行後となることも考えられる。このため、新規則の施行前の区分についてした登録又はその更新の申請は、新規則の施行後の区分についてした登録又はその更新の申請であるとみなす。

また、登録調査機関及び特定登録調査機関は、3年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によってその効力を失うこととされ（特例法第39条で準用する第19条の2、特例法第39条の11で準用する第19条の2）、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令（平成2年政令第258号）において、当該期間を3年と規定している（同令第2条）。この更新も区分ごとに行われているため、区分の改定により、同一の新区分において、有効期間が異なる複数の旧区分の技術が混在する状況が生じることとなる。そのため、上記の規定により登録を受けているとみなされた新区分の有効期間は、その新区分に含まれる技術分野を含む旧区分の有効期間のうち、最も長い有効期間と同一のものとする。

5. 公布日及び施工日

公布日：令和6年9月27日

施行日：令和7年4月1日